

緑の募金事業（グリーンプラン）実施要領

緑化の推進のための活動を「緑の募金事業（グリーンプラン）」にて実施しようとするものは、この要領により応募するものとする。

1 募集対象となる活動

- (1) 地域で行う緑化活動であること。
- (2) 植樹活動、花壇への植栽、森林整備などを地域の公共性がある施設等（学校、公園、道路及び商店街）で行う緑化活動または緑化推進（草刈などの美化清掃活動に当たるものを除く）を目的とする活動であること。
- (3) 学校等で行う、木育などの森林環境学習であること。

※ただし、次のいずれかに該当するものは、対象としない。

- (1) 個人の利益又は特定の事業者の利益のために行われるもの。
- (2) 個人の所有地で行う事業。（ただし、会長が適当と認める場合は除く。）
- (3) 緑化の推進活動を行う団体と認められないものまたは個人が行う事業。
- (4) 「緑の募金事業（グリーンプラン）」としてふさわしくないと認められるもの。

2 事業期間

事業開始は、交付決定を受けた日からとし、当該事業年度の3月末日までに完了できるものとする。

3 交付対象経費

科 目	区 分	細 分	摘 要
行動費	交通費	人員輸送	人員輸送車借り上げ料
	保険料	傷害保険	ボランティア等傷害保険料
資材費等	機械、器具	機械器具	資材道具の購入、借上げ損料
	苗木、肥料、支柱	苗木、肥料等	
	教育資材	教育資材	木育教室等材料
委託費	委託費	除伐費用等	専門的な技術を要するものに限る
資材等運搬費	運搬費	車両借上げ	資材運搬等にかかる車両借り上げ料

※次の経費等については、交付の対象外とする。

- ・ボランティアの労賃、旅費
- ・居住地から集合解散場所までの旅費
- ・食糧費

4 交付額

1 事業あたり交付対象事業費の2分の1または5万円のいずれか低い額を交付額とする。

5 交付対象者

市内に住所を有する事業者、住民団体等で緑化の推進のための活動をしようとする者のうち、次の要件を満たしている者。

- (1) 交付金の使途に係る条件を遵守することが確実であり、自主的に事業を完遂できること。
- (2) 営利を目的としないこと。

6 応募方法

認定申請書（別紙様式第1号）に必要事項を記入のうえ、提出すること。

7 申込先

日南市みどり推進会議 事務局（日南市役所 水産林政課内）

8 申請受付期間

当該年度の指定する日から翌年2月末日（土日祝日を除く）までとする。

ただし、受付は先着順とし、当該年度の予算限度額に達した時点で終了とする。

9 採択の決定等

- (1) 提出のあった申請書の内容を審査し、実施要領に基づき適当であると認められるときは、交付決定通知を行うとともに、交付金を交付する。
- (2) 交付の決定にあたっては、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことがある。

10 実績報告

交付決定を受け事業を行った申請者は、事業完了後10日以内に実績報告書（別紙様式第2号）に事業経費に係る領収書の写しと、事業前・事業中・事業後の状況が確認できる写真を添付のうえ、事務局まで提出すること。

（問い合わせ先）

日南市みどり推進会議 事務局

〒887-8585

日南市中央通1丁目1番地1 日南市役所 水産林政課林政係

TEL 0987-31-1135

FAX 0987-31-1230